

## 地域支援事業の見直しについて

### 1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）は、地域の実情に応じて、住民等が参画しながら多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進するものとして、平成 29 年 4 月から実施している。

#### 【 鶴岡市の現状 】

- 介護専門職（有資格者）が中度・重度の要介護者の支援に集中できるように、軽度の要支援者へは緩和した基準の多様なサービスを整えたが、利用者は少なく、訪問・通所ともにこれまでどおり介護専門職が従事する「従前相当」のサービス利用者が多い。
- 訪問型サービスでは、買い物や掃除など生活援助のみの利用が最も多い。
- 事業所からはサービス報酬が安く採算が合わないという意見あり。
- 軽度の要支援者の生活や介護予防を支えるために「担い手」を養成しているが活躍の場が少ない。

#### 【 今後に向けて 】

- 買い物や掃除など生活援助のみの場合は「担い手のサービス」を優先的に利用することにはどうか。
- 住民主体で地域の支え合いを推進できるように、サービス B の補助金体系に新たな類型を設けてはどうか。
- 多様なサービス A を実施する事業所に対し、積極的に機能訓練を取り入れたり、担い手を雇用したりする場合には加算をつけてはどうか。
- 総合事業のサービス単価について、国が示す金額を「上限」として市町村が決定してきたが、令和 3 年度からは国が示す金額を「目安」として市町村が決定することになるため、勘案しながら決定していきたい。
- ➔ 総合事業の体制について検討する協議体（地域ケア推進会議）にて、現状と見直し案を報告、協議予定。

### 2. 紙おむつ等購入費用助成事業について

第 8 期介護保険事業計画期間から地域支援事業交付金の対象外となり、国・県からの交付金を充当できなくなる。（現在、国で対応策を検討中）

#### 【 今後に向けて 】

- 在宅介護の継続と低所得者の方々を支援するため、紙おむつ等購入費用助成事業は必要と考え、第 1 号被保険者の保険料を財源とした保健福祉事業として継続したい。
- 財源が第 1 号被保険者の保険料となることから、保健福祉事業としての実施は介護保険料の増加につながるため、更なる適正な助成に向け対策を講じる必要がある。